

みやざきスギ住まいづくり支援事業実施要領

平成26年4月1日
環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第1 この事業は、木造住宅の新築に対して、使用する県産材及び合法木材（以下「県産・合法材」という。）、県産大径材の購入経費の一部を助成することにより、県内における木造住宅の建設を促進し、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

(用語)

第2 この要領で使用する用語の定義は、特に定めのない限りみやざきスギ住まいづくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

なお、第3の（1）又は（2）の事業を実施する者を「補助事業者」という。

(事業内容等)

第3 この事業の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 県補助金の交付決定通知を受けた後、県内に自らが居住するために県産・合法材を活用し、木造住宅の新築を行う。（以下「県産・合法材活用」という。）
 - (2) 県補助金の交付決定通知を受けた後、県内の自らが居住する住宅に県産・合法材を活用し、かつ、県産大径乾燥無垢材から製材された梁桁を活用し、木造住宅の新築を行う。（以下「県産大径乾燥無垢材活用」という。）
 - (3) (1)、(2)は併用できるものとする。
 - (4) 県は、県補助金を受けることを希望する者の募集、「みやざきスギの家」講習会や補助対象者の決定を行う抽選会を行う。
- 2 前項第4号の事業については、専門機関等に委託して実施できるものとする。

(補助の条件等)

第4 補助の条件は、次のとおりとする。

- ア 補助を受けようとする本人が自ら居住するための新築住宅を県内に建設すること。
- イ 「みやざきスギの家」講習会に参加すること。
- ウ 補助を受けることを希望する者が募集棟数を上回る場合は、公開により行われる抽選において当選すること。
- エ 「県産・合法材活用」においては、1戸あたりの県産・合法材の利用量が 20 m^3 以上、又は、住宅の単位面積当たりの県産・合法材の利用量が $0.15\text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。
- オ 「県産大径乾燥無垢材活用」においては、1戸あたりの梁桁への利用量が 9 m^3 以上、又は、住宅の単位面積当たりの県産大径乾燥無垢材の利用量が $0.068\text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。
- カ 事業実施年度の2月末日までに棟上げを完了させ、補助対象部材を活用し終えること。
- キ 棟上げ完了時に構造見学会を実施し、宮崎県産材を活用している旨等の表示を行うこと。
なお、表示の内容等については、別紙のとおり。
- ク 住宅完成後に、県が県産材利用拡大のためのPR素材（パンフレットやホームページに掲載）として、写真等の提供や必要に応じ完成見学会の開催などに協力できること。

(講習会の開催)

- 第5 県は、県産材を活用した住宅の魅力や優位性等をPRし、もって他の建材からの転換、県産材・大径材の更なる利用を促すため、「みやざきスギの家」講習会（以下「講習会」という。）を開催する。
- 2 県は、前項に規定する講習会を受講した者に対し、講習会受講修了証書（別記様式第1号。以下「受講証」という。）を交付するものとする。
- 3 県補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象希望者」という。）にあっては、原則として補助対象希望者本人が講習会に参加しなければならない。

(補助対象者の決定)

- 第6 講習会（前年度開催を含む。）を受講した補助対象希望者（以下「補助対象予定者」という。）の中から公開抽選により補助対象者を決定する。なお、当該補助対象予定者の数が募集棟数に満たない場合はこの限りでない。
- 2 補助対象予定者が募集棟数を上回らず、募集棟数に満たない分について改めて募集を行う場合にあっては、県補助金を希望する者は、講習会を受講することなく、補助対象者となることのできるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7 第6の規定による補助対象者は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第49号。以下「規則」という。）及び要綱に基づく補助金の交付申請書を、知事が別に定める期限までに提出しなければならない。

(補助対象者の決定及び交付の方法の特例)

- 第8 第6の第2項を適用する場合にあっては、県補助金を受けようとする者は、知事に交付申請書及びその添付書類を提出しなければならない。
- 2 知事は、第1項の申請書を受理した日の順に書類の審査等を行い、県補助金を交付すべきものと認めたときは、順次交付決定を行うことができるものとする。
- ただし、この場合において、同一の日に受理した交付申請数が募集棟数を上回る状況となった場合にあっては、別途抽選により交付申請者を決定するものとする。

(事前着工の禁止)

- 第9 補助対象者は、県補助金の交付決定日より後に、工事に着手するものとする。なお、工事の着手とは、基礎工事が終了し木工事に着手した時点をいう。

(実績報告)

- 第10 要綱第9条の事業の完了とは、次に該当する場合をいう。
- 補助対象となる構造材の全てを使用し、棟上げが完了したとき。
- 2 交付確定通知書を受けた補助事業者は、県補助金の支払いを受けようとするときは、みやざきスギ住まいづくり支援事業精算払請求書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 知事は、みやざきスギ住まいづくり支援事業精算払請求書を受領後、口座振り込みにより県補助金を交付するものとする。

(財産の管理、処分の制限)

- 第11 補助事業者は、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正、効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第21条第1項に規定する財産のうち同項第1号から第3号までに規定するものについて、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供するとき、又は廃棄するときは、財産処分承認申請書（要綱様式第10号）を知事に提

出し、その承認を受けなければならない。

補助事業者は、知事から承認を受けて財産を処分することにより収入があり、知事からその収入の全部又は一部を請求された場合は、速やかに納付しなければならない。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

別紙

宮崎県産材を活用して建設している旨の表示内容等について

(1) 表示の内容

- ① 建築中の邸名
- ② 宮崎県産
- ③ 樹種
- ④ 主な使用部位（柱、土台等）
- ⑤ 工事業者名

【表示例】

〇〇様邸 建築工事

①

宮崎県産の杉を柱・梁桁などに使用しています。

②

③

④

〇〇〇工務店

⑤

(2) 表示方法

- ① 構造見学会の期間以降完成まで。
- ② B4以上の大きさで表示を行うこと。
紙の場合は、雨や風により破損しないような加工を行うこと。
- ③ 住宅の建築現場において、周囲から分かりやすく見やすい位置に表示すること。
(建築基準法による確認済(確認表示板)などの表示と併せて表示してもよい。)

様式第1号（第5条関係）

24965-
平成 年 月 日

様

宮崎県 山村・木材振興課長
（ 公 印 省 略 ）

「みやざきスギの家」講習会受講修了証

平成 年度みやざきスギ住まいづくり支援事業に係る表記講習会の受講を確認しました。
よって、実施要領第5条の規定に基づき講習会受講修了証書を交付します。

（文書取扱 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室）

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

みやざきすぎ住まいづくり支援事業精算払請求書

平成 年 月 日付けで交付確定通知のあったみやざきすぎ住まいづくり支援事業補助金として、下記金額を交付されるよう実施要領第11第2項の規定により請求します。

記

請求金額 _____ 円

金融機関等名	預金種別	口座番号
----- 店	普通 当座	

口座名義人 (カナ) ※通帳のカナ名義をご記入ください。

※口座確認の為、通帳のコピーを添付してください。